

平成16年 5月24日
平成26年 9月 1日
文部科学大臣認可

国立大学法人高知大学業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定及び国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第8条に基づき、国立大学法人高知大学（以下「高知大学」という。）の業務の方法について定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務委託)

第2条 高知大学は、国立大学法人法第22条1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第8号に規定する業務の一部を高知大学以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができることと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

2 業務委託に関する基準等その他業務委託に関し、必要な事項は、別に定める。

(委託契約)

第3条 高知大学は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第4条 高知大学は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、全て公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、その他規則で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

2 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける契約については、国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

(外部資金)

第5条 高知大学は、法人法第1条に規定する目的に資するため、寄付金その他の外部資金を受け入れることができる。

2 外部資金の受け入れに関し、必要な事項は、別に定める。

(施設の貸付)

第6条 高知大学は、特に必要があると認めるときは、施設をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、学長が適当と認める者に対して貸し付けることができる。

2 施設の貸付に関し、必要な事項は、別に定める。

(業務細則の作成)

第7条 高知大学は、この業務方法書に定めるものの他、高知大学の業務に関する必要な細則を定めることができる。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可の日から施行する。ただし、改正後の第 2 条の規定は平成 26 年 4 月 1 日から適用し、改正後の第 4 条の規定は平成 26 年 4 月 16 日から適用する。